

# 流域治水プロジェクト2.0

～流域治水の加速化・深化～

- 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

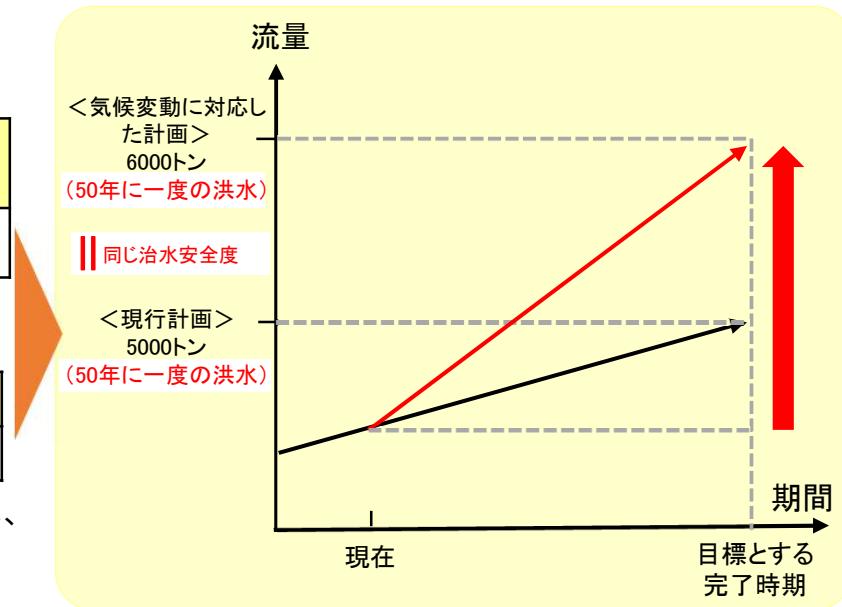
## 現状・課題

- 2°Cに抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算  
現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

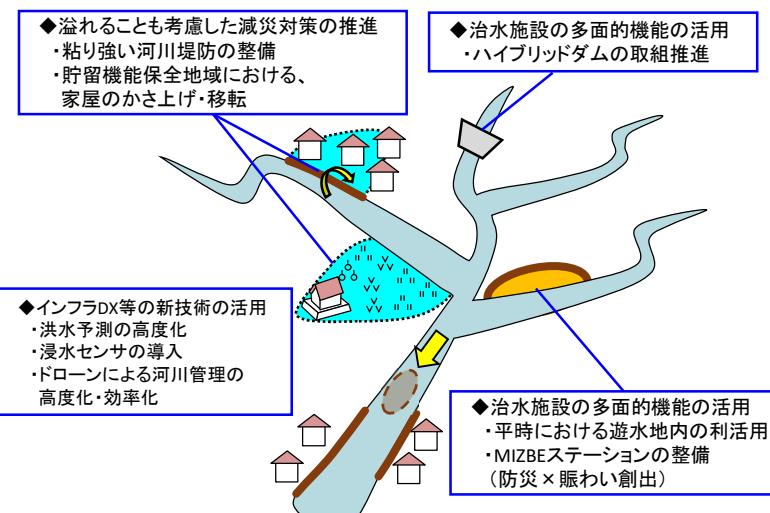
## 必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

## 必要な対応のイメージ



## 様々な手法の活用イメージ



気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2°C上昇	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、目標流量を1.2倍に引き上げる必要

※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

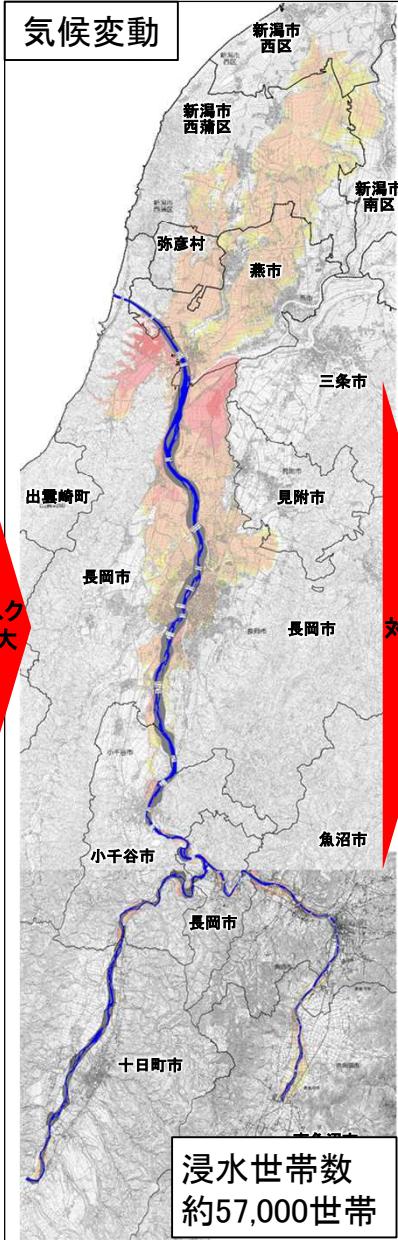
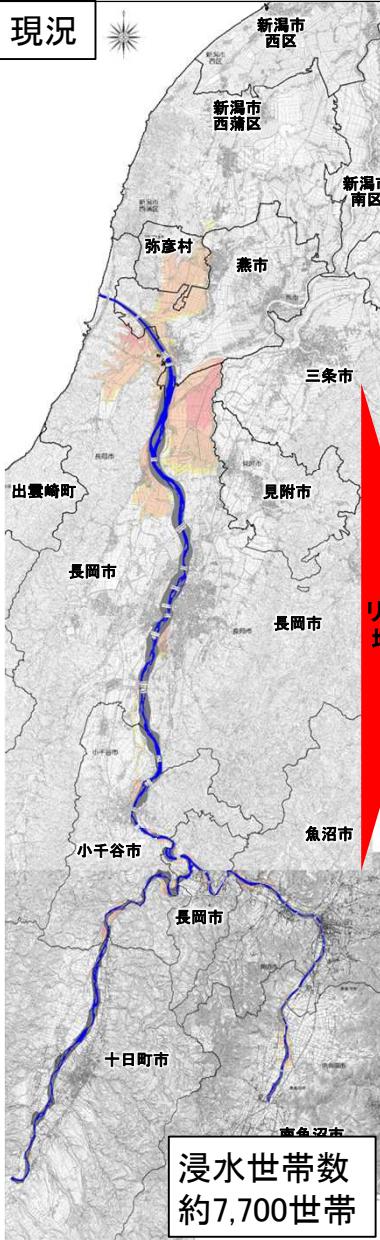
⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

# 気候変動に伴う水害リスクの増大

\*赤字:現行の信濃川水系流域治水プロジェクトからの変更点

○信濃川、魚野川では、戦後最大規模となる昭和56年8月洪水と同規模の洪水に対し、2°C上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合、信濃川及び魚野川における浸水世帯数が約5.7万世帯(気候変動考慮前の約7.5倍)になると想定されるが、事業の実施により、家屋の浸水被害の防止又は軽減が図られる。

## ■気候変動に伴う水害リスクの増大(大臣管理区間)



## ■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標】令和元年東日本台風洪水や昭和56年8月洪水等の戦後最大規模の洪水に対する家屋浸水の防止

○信濃川: 大河津分水路河口(8.8k)～宮中堰堤(74.8k)、魚野川: 信濃川合流点(0.0k)～八海橋(27.8k)

	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
	国	約5.7万世帯の浸水被害の 防止又は軽減	河道掘削・洪水調節機能 の増強	概ね 30年
氾濫ができるだけ防ぐ・減らす	県 ・市町 ・村 ・その 他	水田貯留やため池の活用 による流出抑制により浸 水被害(外水・内水)を 軽減	水田の貯留機能向上のた めの「田んぼダム」の取 組推進	—
被害対象を減らす	市町村	防災まちづくり(流域市町 村)	立地適正化計画における 防災指針の作成	—
被害の軽減・早期復旧・復興	国・ 県・ 市町村	命を守る避難行動	流域タイムラインの運用	—
	国	災害対応や避難行動の支 援	洪水予測の高度化、「水 害リスクライン・洪水キ ックル」の普及・利活用 促進	—

<現状>

<気候変動考慮(1.1倍)>

<対策後>

# 信濃川水系流域治水プロジェクト2.0（信濃川・魚野川）

R6.3更新 (2.0策定)

R6.3.29時点

～「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進～

※赤字:現行の信濃川水系流域治水プロジェクトからの変更点

**県境**

**流域界**

**河川**

**大臣管理区間**

**事前放流の実施ダム**

**浸水範囲 (S 5 6) 中流**

**県の各河川整備計画図域**

**気候変動対応**

**位置図**

**大河津分水路改修**

**新潟県**

**信濃川中流圏域**

**渋海川圏域**

**破間川圏域**

**流域全体における対策**

**「流域治水関連法の活用」の検討**

**※上記の他、気候変動対応のための洪水調節機能の増強が必要**

**※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後河川整備計画の変更の過程により具体的な対策内容を検討する。**

**信濃川上流圏域**

**魚野川圏域**

**完成工事 (R6.3時点)**

**大河津分水路改修事業 (国)**

**○令和元年東日本台風では、信濃川水系千曲川、信濃川で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、再度災害防止対策、事前防災を進める必要があることから、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトに加え、以下の取り組みを実施。**

**○更に信濃川、魚野川の国管理区間においては、気候変動(2°C上昇)下でも目標とする治水安全度を維持するため、戦後最大規模となる昭和56年8月洪水と同規模の洪水に対し、2°C上昇時の降雨量増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合でも、家屋の浸水被害の防止又は軽減を図る等、更なる治水対策を推進する。その実施にあたっては、多自然川づくりの考え方沿って、河川環境の整備と保全を図るなど、総合的に取り組む。**

**■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

- ・河道掘削、堤防整備・強化、遊水地整備、耐震対策、災害復旧等
- ・大河津分水路改修
- ・排水機場等の整備、耐水化の取組
- ・砂防関係施設の整備
- ・水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」の取組推進
- ・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設
- ・支川水路の流下能力向上等による支川氾濫抑制、内水被害の軽減
- ・既存ダム等20ダムにおける事前放流等の実施、体制構築  
(関係者: 国、新潟県、東日本旅客鉄道(株)、東京電力(株)、東北電力(株)、土地改良区等)、森林整備、治山対策
- ・BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用
- ・事業間連携を通じた土砂の有効活用
- ・気候変動対応のための洪水調節機能の増強 等

**■被害対象を減少させるための対策**

- ・「まちづくり」や住まい方の誘導による水害に強い地域づくりの検討
- ・高床式住まいの推進
- ・多段階な浸水リスク情報の充実
- ・立地適正化計画における防災指針の作成 等

**■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**

- ・緊急復旧などを迅速に行なう防災拠点等の整備  
(河川防災ステーション)
- ・河川、砂防、農業用ため池等の各種ハザードマップの作成・普及
- ・流域タイムラインの運用
- ・マイ・タイムライン、コミュニティタイムライン等の作成・普及
- ・小中学校における防災教育の推進
- ・住民への情報伝達手段の強化
- ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた支援
- ・企業等への浸水リスク情報の共有
- ・水害リスク空白域の解消
- ・洪水予測の高度化
- ・気象情報の充実、予測精度の向上
- ・「水害リスクライン・洪水キックル」の普及・利活用促進
- ・樋門・樋管の遠隔監視
- ・ワンコイン浸水センサの普及 等

**※本図の浸水範囲は大臣管理区間の外水氾濫のみを想定したものである。**

**※本対策箇所は主要箇所のみ記載。**

**※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。**

R6.3.29時点

# 信濃川水系流域治水プロジェクト2.0（千曲川・信濃川）【グリーンインフラ】

～「日本一の大河」上流から下流まで流域一体となった防災・減災対策の推進～

赤字:現行の信濃川水系流域治水プロジェクトからの変更点

凡 例	
---	県境
流域界	河川
△大臣管理区間	既設ダム(直轄)
□治水メニュー	グリーンインフラメニュー



## ■ グリーンインフラの取組

『多様な生物の生息環境の保全・創出及び魅力ある地域の賑わいを創出』

○日本一の幹川流路延長を誇る信濃川は、北アルプス・関東山地の源流部から長野盆地、県境の山地部を通り、中流の河岸段丘、豪雪地帯を抱える扇状地を抜けて広大な越後平野へと、変化に富んだ多様な自然環境を呈している。豊富な水量と共に、攪乱作用を受けた砂礫河原や湧水環境、蛇行部における瀬淵やワンド・湿地環境、下流緩流部の湿地・水際環境など、豊かな河川環境を有する水系である。

○出水による攪乱の頻度や範囲を拡大させ、樹木の再繁茂を抑制するとともに、多様な生物の生息環境の創出を目指し、今後概ね20年間で、レキ河原の再生、湿地・水際環境の保全・創出など、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。

○沿川自治体の総合計画、都市計画等の目標に寄与し、地域の更なる賑わいの創出を目指し、今後概ね20年間で、魅力ある水辺空間の創出など、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組を推進する。



### ● 自然環境の保全・復元などの自然再生

- ・レキ河原再生、水際環境の創出、瀬淵の復元



### ● 治水対策における多自然川づくり

- ・湿地環境の創出
- ・魚道整備による生息環境の連続性確保
- ・多様な生物の生息環境への配慮
- ・河川景観の保全



### ● 魅力ある水辺空間・賑わいの創出

- ・千曲川北信5市町かわまちづくり
- ・千曲川×依田川地区かわまちづくり
- ・千曲川×戸倉地区かわまちづくり
- ・八千穂地区かわまちづくり
- ・安曇野市東部かわまちづくり
- ・水辺の賑わい空間創出



### ● 自然環境が有する多様な機能活用の取り組み

- ・小中学校などにおける河川環境学習
- ・市民と協働による水質調査
- ・信濃川水系をフィールドとしている学識者との連携
- ・河川協力団体による美化活動



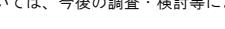
### ● 生態系ネットワークの形成

- ・大型水鳥のねぐらや採餌場となる浅場や湿地環境の保全・創出



### ● 流域における対策と合わせた自然再生等

- ・砂防整備と合わせた憩いの場の創出・魚道整備等
- ・雨水貯留機能と両立した森林復旧・再生
- ・水田の雨水貯留機能確保・向上と合わせた良好な田園風景、多様な生息・生育環境の形成
- ・「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づいた事業の促進



※本対策箇所は主要箇所のみ記載しています。

【全域に係る取り組み】  
・地域のニーズを踏まえた賑わいのある水辺空間創出への連携・支援。

※本対策箇所は主要箇所のみ記載しています。

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合があります。

# 信濃川水系流域治水プロジェクト2.0 【信濃川中流】

※赤字:現行の信濃川水系流域治水プロジェクトからの変更点

気象変動を踏まえた治水計画への見直し (2°C上昇下でも目標安全度維持) ・気候変動対応のための洪水調節機能の増強	○溢れることも考慮した減災対策の推進 ・「まちづくり」や住まい方の誘導による水害に強い地域づくりの検討 等	○流域対策の目標を定め、 役割分担に基づく流域対策の推進 ・緊急復旧などを迅速に行う防災拠点等の整備 (河川防災ステーション) ・河川、砂防、農業用ため池等の各種ハザードマップの作成・普及 ・小中学校における防災教育の推進 ・住民への情報伝達手段の強化 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた支援 ・企業等への浸水リスク情報の共有 ・水害リスク情報空白域の解消 等
○流域対策の目標を定め、 役割分担に基づく流域対策の推進 ・河道掘削、堤防整備・強化、遊水地整備、耐震対策、 災害復旧等 ・大河津分水路改修 ・排水機場等の整備、耐水化の取組 ・水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」の取組 推進 ・学校グラウンドなどを活用した雨水貯留施設 ・支川水路の流下能力向上等による支川氾濫抑制、内 水被害の軽減 ・事業間連携を通じた土砂の有効活用	○溢れることも考慮した減災対策の推進 ・立地適正化計画に おける防災指針の作成 ・高床式住まいの推進	○溢れることも考慮した減災対策の推進 ・マイ・タイムライン・コミュニティタイムライン等の作成・ 普及
○あらゆる治水対策の総動員 ・砂防関係施設の整備 ・森林整備・治山対策 等	○情報提供の推進 ・多段階な浸水リスク情報の 充実 等	○情報提供の推進 ・洪水予測の高度化 ・気象情報の充実、予測精度の向上 ・「水害リスクライン・洪水キックル」の普及・利活用促進 ・ワクチン浸水センサの普及 ・樋門・樋管の遠隔監視 等
○既存ストックの徹底活用 ・既存ダム等20ダムにおける事前放流等の実施、体制構築(関係者:国、新潟県、東日本旅客鉄道(株)、東京電力(株)、東北電力(株)、土地改良区等) 等		
○インフラDX等における新技术の活用 ・BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用		

※ 上記の他、「流域治水関連法の活用」の検討を実施し、上記対策を推進。

いのちとくらしをまもる  
防 災 減 災

令和6年3月18日

水管理・国土保全局河川計画課

りゅういきちすい  
「流域治水」ロゴマークを決定しました

～流域のみんなが水害対策を取り組むきっかけに～

- 国土交通省では、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が懸念される中、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、流域に関わるあらゆる関係者が協働して、様々な施策を総動員し水害対策を行う「流域治水」を進めています。
- このたび、一人でも多くの方々に「流域治水」への理解や親しみをもっていただくことを目的に、公募作品の中から、流域治水のシンボルとなるロゴマークを決定しました。
- 決定したロゴマークは、全国各地で流域治水を広く周知・PRするための広報活動に活用してまいります。

## ロゴマーク



作 者：田仲 垣希 さん

## デザインメッセージ：

日本はどこに行っても川があり、水に囲まれています。資源でもありますが、災害も引き起こす川と共に存して行かなければなりません。

中央の図形は、多様な地域同士が行政界を超えて流域で連携していくイメージを重なりで表現しています。その周囲を囲むような円は、水災害対策により流域を守っていくことを、円の端の手は、このような対策は長年多くの人の手により進められてきたことや、これからも地域同士、住民同士が手を取り合って水災害に立ち向かっていこうという意志を表したものです。

また、さまざまな水滴の円は、協働して水害に対して備えていく国、自治体、団体、住民を表しています。

## 流域治水

## 使用シーン

例：各取組主体が作成するパンフレット、ポスター、説明資料、プレスリリース、名刺、看板、

展示物、ウェブサイト、SNS、広報物、各種案内 等



- ロゴマーク選定過程等の詳細については別紙をご確認ください。
- ロゴマークのダウンロードデータや使用規定等については、別途国土交通省WEBサイト上に掲示いたします。（URL：<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/logo.html>）

問い合わせ先：流域治水ロゴマーク事務局

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課 栗原（内線 35382）磯邊（内線 35393）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8443

## 1. 流域治水ロゴマーク応募結果

- 公募期間：令和5年12月21日～令和6年1月22日
- 応募数：32作品（22名）

## 2. 流域治水ロゴマーク審査委員会 開催概要

- 開催日時：令和6年2月15日
  - 開催場所：国土交通本省会議室
- 審査委員会は、ソーシャルデザイン、地域活性化、サステナブルファイナンス分野等の有識者3名で行いました。

	氏名	所属
委員長	上田 壮一	一般社団法人 Think the Earth 理事
委員	指出 一正	株式会社 sotokoto online 代表取締役
委員	吉高 まり	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 フェロー(サステナビリティ)

### ➤ 審査概要

優秀作品は、コンセプトの表現（テーマの理解度）、視認性（モノクロプリント時含む）、独創性、好感度、レイアウト上のおさまりの5つの観点から、総合的に優れている作品として評価されました。

# 流域治水ロゴマーク

# 使用ガイドライン



## 流域治水

令和6年3月18日

国土交通省 水管理・国土保全局

# もくじ

1. はじめに
2. デザインコンセプト
3. デザインの種類について
4. アイソレーションについて
5. 禁止事項
6. さいごに
7. お問い合わせ

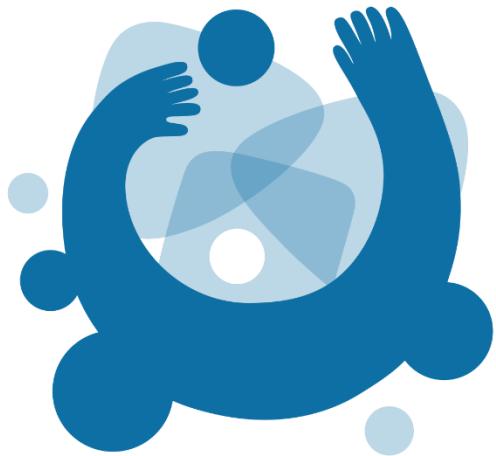
# 1. はじめに

本ガイドラインは、流域治水ロゴマークの使い方・禁止事項をまとめたものです。ロゴ使用の基本ルールをまとめた使用規定については、別資料「流域治水ロゴマーク 使用規程」を参照ください。

本ロゴマークは、全国各地で流域治水を広く周知・PRし、流域に関わる一人でも多くの方々に「流域治水」への理解や親しみをもっていただくことを目的としています。

## 2. デザインコンセプト

日本はどこに行っても川があり、水に囲まれています。資源でもありますが、災害も引き起こす川と共存して行かなければなりません。



中央の図形は、多様な地域同士が行政界を超えて流域で連携していくイメージを重なりで表現しています。その周囲を囲むような円は、水災害対策により流域を守っていくことを、円の端の手は、このような対策は長年多くの人の手により進められてきたことや、これからも地域同士、住民同士が手を取り合って水災害に立ち向かっていこうという意志を表したものです。

また、さまざまな水滴の円は、協働して水害に対して備えていく国、自治体、団体、住民を表しています。

### 3. デザインの種類について

色：

- ・ カラー
- ・ グレースケール
- ・ 箔押し、型押し、白抜き

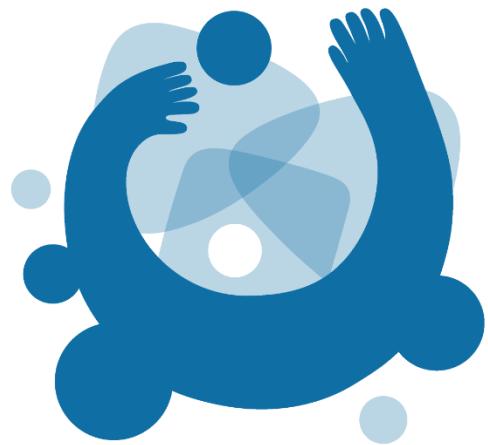
文字：

- ・ ロゴの下
- ・ ロゴの横①
- ・ ロゴの横②

合計9パターンを用途に合わせてお使いください。

原則として、次頁以降に示すものをロゴマークの基本とし、形の変更や指定の色以外での使用は不可とします。

# カラー



流域治水



R:0 G:118 B:176



R:0 G:118 B:176 (透明 28%)



C:85 M:50 Y:17 K:0



C:85 M:50 Y:17 K:0(透明 28%)

# カラー



流域治水



流域  
治水

# グレースケール



流域治水

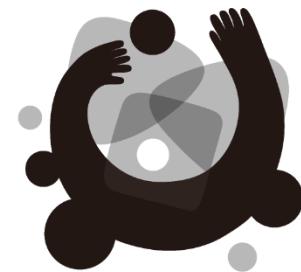


K:100



K:100 (透明 28%)

# グレースケール

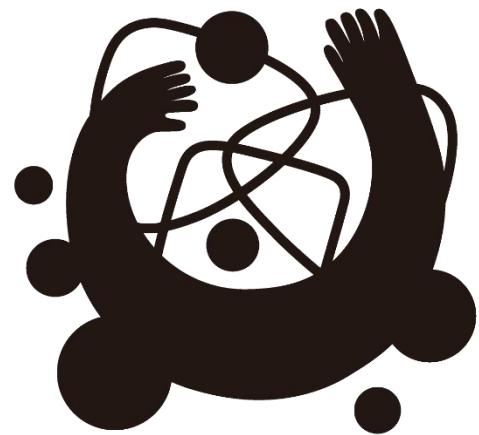


流域治水



流域  
治水

箔押し、型押し、白抜き



流域治水

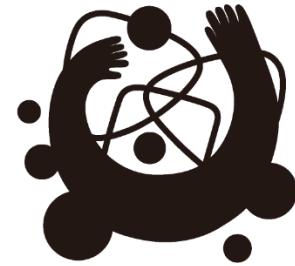


K:100

箔押し、型押し、白抜き

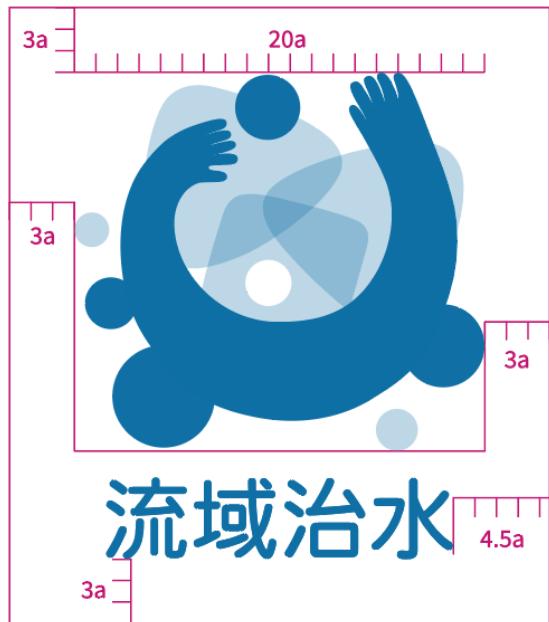


流域治水



流域  
治水

## 4. アイソレーション（ロゴ周りの余白）



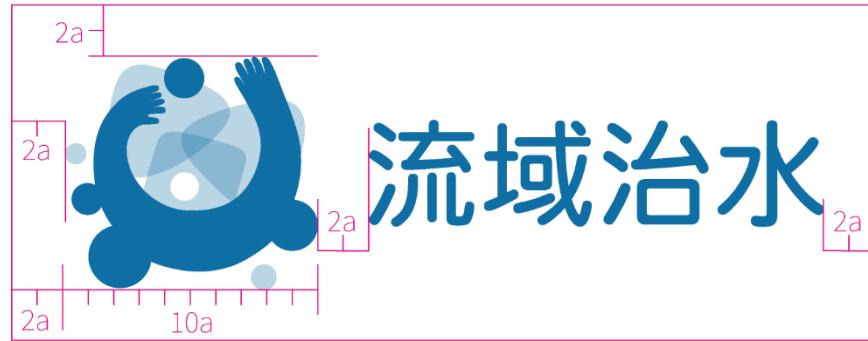
最小表示サイズ



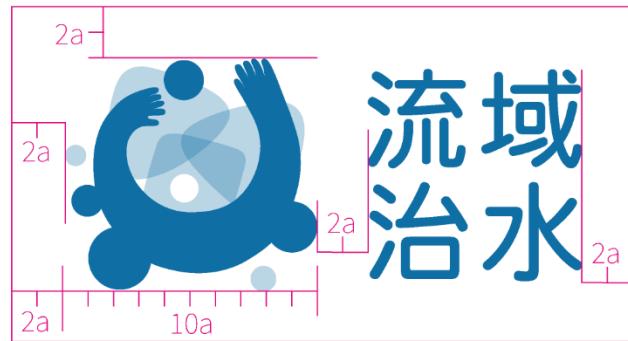
流域治水

10mm

18mm



流域治水



流域  
治水

# 5. 禁止事項

- ・カラーシステム以外の色に変更すること
- ・書体を変えること
- ・規定以外に文字組、バランスを変えること
- ・フチを囲うこと
- ・他要素やマークを上に重ねること
- ・アイソレーションを守らず装飾すること
- ・柄の上に表示すること
- ・ロゴ単体で表示すること
- ・表示例にないバランスで表示すること
- ・変形すること
- ・シャドウをつけること

## 6. さいごに

水災害の「自分事化」を推進し、

流域治水の国民運動とするべく、

その象徴となる流域治水ロゴマーク。

流域治水の取組の普及、推進を目的として、

説明資料、パンフレットやポスターなどの

紙媒体のみならず、ウェブサイトやSNSなどの

デジタル媒体においても活用ください。

## 7. お問い合わせ

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

Email : hqt-ryuikichisuilog@ki.mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8443

受付時間 : 平日の9時30分から18時まで



# 流域治水ロゴマーク 使用規程

令和6年3月18日

国土交通省 水管理・国土保全局

第1条 この規程は、国土交通省水管理・国土保全局（以下「当局」という。）が作成した流域治水ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに關し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、当局に帰属する。

第3条 ロゴマークのデザインは、原則として、下記に示すものを基本として、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

## 【カラー①】



R:0 G:118 B:176

R:0 G:118 B:176 (透明 28%)

C:85 M:50 Y:17 K:0

C:85 M:50 Y:17 K:0(透明 28%)

【カラー②】



流域治水

【カラー③】



流域  
治水

【グレースケール①】



K:100



K:100 ( 透明 28% )

流域治水

【グレースケール②】



# 流域治水

【グレースケール③】



# 流域 治水

【箔押し、型押し、白抜き①】



# 流域治水



K:100

【箔押し、型押し、白抜き②】



流域治水

【箔押し、型押し、白抜き③】



流域  
治水

第4条 ロゴマークは、事前許可を必要とせず使用を認めるものとする。

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 流域治水の取組に寄与する目的に利用すること（営利を主たる目的としないものに限る）。
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (3) 当局の信用又は品位を傷つけないこと。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (6) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用しないこと。
- (7) 当局の事業又は当局が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。

- (8) 流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。
- (9) 第3条に従い、ロゴマークの基本デザイン要素を正しく再現して使用すること。
- (10) その他当局が使用について不適当と認めた使用をしないこと。

第6条 当局は、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、当局はロゴマークの使用を差し止めることができる。

- (1) この規程に違反して使用した場合。
- (2) 使用者が法令に違反した場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、当局が不適切と認めた場合。

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

第9条 ロゴマークを使用した物品、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、ロゴマークは、当局がロゴマークを使用した物品の品質又は活動等の内容を保証するものではない。なお、当局は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害についての責任を負わないものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、当局が別に定める。

## 附則

この規程は、令和6年3月18日から施行する。